

全体スライドの運用手順（減額の場合）

期限等	手続き項目	様式	備考
12か月以上	① 契約締結日		
	●適用される工事 ・契約締結日又は直前のスライド基準日から12か月を経過した工事 ・基準日以降の残工期が2か月以上ある工事 ・物価変動後の発注者の積算による変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が変動前残工事代金額の1,000分の15を超えていると予想される工事		
7日以内 14日以内	② 請求日		第7号 発注者→受注者
	・スライド協議の請求並びに基準日及び協議開始日の通知 ・請求日は契約締結日又は直前のスライド基準日から12か月を経過した後の日 ●基準日 ・スライド変更のための基準となる日で、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とする ・基準日は、請求日から14日以内の日でなければならない ●協議開始日 ・基準日以降で、スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（受注者の数量算出や発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）		
	③ 基準日及び協議開始日の承諾		第8号 受注者→発注者
	●受注者が承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が承諾しない場合 ・基準日及び協議開始日の通知		第9号 発注者→受注者
14日以内	④ 基準日		工事監督員
	・基準日における出来形数量確認 ・残工事スライド金額の算定基準日		
	⑤ 協議開始日		
	⑥ スライド額協議開始の通知等		
	●スライド対象外となる場合 ・スライド対象外となる旨を通知する ●スライド対象となる場合 ・スライド額協議開始の通知 ※通知日は原則として協議開始日と同日付とする		第10号 発注者→受注者 第11号 発注者→受注者
	⑦ スライド額確定		
2か月以上	●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない（協議が調わない）場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知		第12号 受注者→発注者 第13号 発注者→受注者
	⑧ 契約変更（精算変更時に実施することもある）		
	・精算時点において、上記⑦で通知したスライド額に変動が生じる場合、スライド額を再度算出し、通知したうえで変更するものとする		
	⑨ 工期末		